

横浜市落書き行為の防止に関する条例の施行について（情報提供）

日頃から、市政推進に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、「横浜市落書き行為の防止に関する条例」（以下、条例という。）が4月1日から施行されます。

この条例は、地域の美観を損ない、犯罪を誘発するおそれがある落書き行為の防止を通じて、快適で良好な生活環境の維持・確保及び安全で安心な地域社会の実現に資することを目的としたものです。

また、落書き行為の防止に関し必要な施策を講じ、市民等の理解及び関心を深めるよう努めなければならないといった市の責務や、市が行う施策に協力するよう努めるといった市民等の責務などを定めています。

本市ではこれまでも市が管理する施設の落書き消去等を行ってまいりましたが、条例施行を機に、条例の目的や趣旨を踏まえた広報啓発、市が管理する施設の落書き防止対策などをさらに進めてまいります。

○落書き行為の防止に関する本市の施策

- ・ 条例の目的や趣旨を踏まえた、落書き行為防止に関する広報・啓発
- ・ 市が所有・管理する施設における、落書きの消去
- ・ 市民団体等に対する、落書き消去に必要な資材の一部の提供 など

なお、防犯パトロール、建物等の適正な管理など、皆様が日頃実践されている取組みが、落書き行為の防止にも大きな効果があります。落書きのない美しいまちヨコハマを実現するため、今後も引き続き防犯活動等に御協力ください。

担当：市民局地域防犯支援課 岡・山田
TEL：045-671-3705 FAX：045-664-0734
E-mail：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

(参考)

【落書き行為の防止に関する条例 Q&A】

Q1 条例が対象とする落書きとはどのようなものですか。

A1 不特定多数の者の目に触れる箇所に施設所有者等の承諾なく、スプレー、マジックなど自然に消えない物で、みだりに描かれた文字、図形、模様等を指します。

Q2 条例ができたことで、市内の落書きはすべて市が消去してくれるようになるのですか。

A2 市が所有・管理する施設に描かれた落書きは市が消去します。
それ以外の施設に描かれた落書きの消去は、今までどおり、施設の管理者・所有者に行っていただく必要があります。

Q3 落書きをしている人を見つけたらどうすればよいですか。

A3 落書きは刑法に定める器物損壊罪などの犯罪にあたりますので、落書き行為を発見した場合は、警察に通報してください。

Q4 町内会で地域の落書き消去活動を行いたいのですが。

A4 落書き消去に必要な資材の一部を提供できる用意がありますので、各区の地域振興課、又は市民局地域防犯支援課にご相談ください。

○横浜市落書き行為の防止に関する条例の概要

この条例は、落書き行為の防止について、市の責務並びに市民・事業者の責務を明らかにするとともに、落書き行為の防止を図り、快適で良好な生活環境の維持・確保及び安全で安心な地域社会の実現に資することを目的としています。

市の責務（第4条）

- 1 条例の目的を達成するため、落書きを防止するための施策を講じます。
- 2 市民等及び事業者の落書き行為の防止に関する理解・関心を深めるよう努めます。
- 3 市民等、事業者、ボランティア団体などが主体的に行う活動を支援するよう努めます。
- 4 市が設置又は管理をしている公共施設において、落書き行為の防止に関し必要な措置を講じます。

市民等の責務（第5条）

市が実施する落書き行為の防止に関する施策に協力するよう努めるものとします。

事業者の責務（第6条）

市が実施する施策に協力するよう努め、自らが管理する施設等において、必要な施策を講じるよう努めるものとします。

勧告・命令（第7条）

- 1 市長は落書き行為を行った者に対して、落書き消去など必要な措置を講ずべきことを勧告することができます。
- 2 市長は勧告を受けた者が、勧告に係る措置を講じない場合は、落書きの消去など必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
- 3 市が設置又は管理する公共施設で落書き行為を行ったことで前項の命令を受けた者が、必要な措置を講じない場合は、市長は自ら必要な措置を講じ、その措置に要した費用を、命令を受けた者から徴収できます。
- 4 市長は市が設置又は管理する公共施設で落書き行為を行った者を特定できず、自ら必要な措置を講じた場合で、後になって落書き行為を行った者が特定されたときは、措置に要した費用をその者から徴収します。

罰金（第9条）

第7条第2項の命令に違反した者は50,000円以下の罰金に処します。